

■狩猟ができるまで ～初心者が狩猟するには 大阪府の場合～

《概要》

- ・まず住所地を管轄する都道府県知事（大阪府）が行う狩猟免許試験を受けて「**狩猟免許**」を取得し、次に狩猟を行いたい場所を管轄する都道府県知事に「**狩猟者登録**」をする必要があります。
- ・なお、第一種及び第二種銃猟を行う場合、別途、住所地を管轄する都道府県公安委員会から銃の所持許可を受ける必要があります。

1. 狩猟免許の取得

狩猟免許は猟法の種類により 4 種類に分かれ、種類ごとに試験を実施し、合格者に免許を交付しています。（複数の免許を同時に受験することもできます。）

なお、免許の有効期間は 3 年であり、更新して継続することができます。

狩猟免許の種類	猟法の種類
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）を使用する法定猟法
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）を使用する法定猟法
第一種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃・散弾銃）及び空気銃を使用する猟法
第二種銃猟免許	空気銃を使用する猟法

(1) 受験資格

大阪府内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする方。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受験することができません。

ア	狩猟免許試験実施日に、20歳未満（網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳未満）の者
イ	精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者 環境省令で定めるもの…統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）等
ウ	麻薬、大麻、あへん、又は覚醒剤の中毒者
エ	自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（上記イ及びウに該当する者を除く。）
オ	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
カ	狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
キ	不正な手段によって狩猟免許試験を受験し、又は受験しようとしたため、受験を禁止されている者

(2) 試験の内容

試験科目	内 容
知識試験	① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令についての知識 ② 猟具に関する知識 ③ 鳥獣に関する知識 ④ 鳥獣の保護管理に関する知識
適性試験	① 視力 ② 聴力 ③ 運動能力
技能試験	① 猟具の判別（第一種銃猟、第二種銃猟免許を除く） ② 猟具の取扱い ③ 鳥獣の判別 ④ 距離の目測（網猟、わな猟免許を除く）

※視力、聴力等を矯正している方は、眼鏡、補聴器等の補助具をご持参下さい。

(3) 狩猟免許の申請手続き・免許試験実施日・会場等

大阪府では狩猟免許業務の一部を公益社団法人大阪府猟友会へ委託しているため、狩猟免許申請書・受験票を公益社団法人大阪府猟友会に提出する必要があります。

※申請書には写真や医師の診断書、住民票（写し可）を添付する必要がありますので、十分な時間の余裕を持って準備して下さい。

(4) 初心者狩猟免許試験・予備講習の受講(任意)

狩猟免許試験が行われる数週間前に、公益社団法人大阪府猟友会や市町村（一部）が試験対策の講習会を開催しています。

※受講は任意のものですが、受講者の合格率は非受講者に比べて高くなっています。

【大阪府猟友会ホームページ】 <http://www.ryoyu-kai.or.jp/>

2. 狩猟者登録

- ・実際に狩猟を行う前に、狩猟をしたいと思う場所を管轄している都道府県知事に対し、所持している免許の種類に応じて狩猟者登録を申請する必要があります。
- ・狩猟免許は全国で有効ですが、狩猟者登録した都道府県以外では狩猟はできません。
- ・登録は免許の種類に応じて4種類に分かれており、複数の種類の狩猟者登録を同時に行うこともできます。
- ・大阪府で狩猟をする場合、公益社団法人大阪府猟友会に登録の申請をして下さい。

3. 問い合わせ先

狩猟免許や狩猟者登録に関するお問い合わせは、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課野生動物グループ（TEL：06-6941-0351、内線2746）、または公益社団法人大阪府猟友会（TEL：06-6941-3113）にご連絡下さい。

なお、銃の所持許可に関するお問い合わせは、住所地を管轄する警察署（生活安全課保安係）、または大阪府警察本部生活安全部保安課銃砲火薬第一係（TEL：06-6943-1234）にご確認下さい。

参考

（単位：円）

【免許取得時必要額】

区分	網	わな	第一種	第二種	備考
免許試験手数料		5,200			
〃（法第49条該当）		(3,900)			
初心者狩猟免許試験 ・予備講習		12,000			受講は任意。
計		17,200			

【狩猟者登録時必要額】

区分	網	わな	第一種	第二種	備考
狩猟者登録手数料	1,800	1,800	1,800	1,800	
狩猟税	8,200	8,200	16,500	5,500	
〃（所得割額納付免除者）	(5,500)	(5,500)	(11,000)	—	
大阪府猟友会費	3,000	3,000	5,000	5,000	加入は任意。
大日本猟友会費	2,300	2,300	4,800	2,300	加入は任意。
計	15,300	15,300	28,100	14,600	

狩猟ができるまでの主な流れ

狩猟免許試験の申込

(網猟・わな猟 18歳から 銃猟は 20歳から)

●使いたい猟具の種類に応じた免許試験の申込

- ①網猟【むそう網、はり網、つき網、なげ網】
- ②わな猟【くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな】
- ③第一種銃猟【装薬銃(散弾銃・ライフル銃)及び空気銃】
- ④第二種銃猟【空気銃】

(公社)大阪府猟友会へ申請書を提出
※大阪府から猟友会へ事務委託

狩猟読本等で試験勉強

(公社)大阪府猟友会による 初心者狩猟免許試験予備講習の受講(任意)

- 免許試験の前に試験内容に即した講習会開催
 - ・鳥獣関係法令の解説
 - ・猟具(銃、わな)の操作、指導

狩猟免許試験の受験

●猟具の種類ごとに知識、適性、技能試験を実施

- ①知識試験(法令、猟具、鳥獣に関する知識)
 - ②適性試験(視力、聴力、運動能力)
 - ③技能試験(猟具の取扱、鳥獣の判別)
- 1日の試験で複数種類の試験の受験も可能

合格・免許の交付

狩猟免許取得

- 免許は3年間有効

実際に狩猟をするためには、狩猟したい場所を所管する都道府県知事に狩猟者登録をする必要がある

狩猟者登録

- 大阪府内で狩猟をする場合
(公社)大阪府猟友会へ申請書を提出して登録
- 大阪府以外で狩猟をする場合
狩猟を行いたい都道府県に申込み等

銃猟を行う場合は住所地を管轄する都道府県公安委員会から別途、銃の所持許可を受ける必要がある